

第 8 7 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 令 和 元 年 9 月 2 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 9 月 2 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定
- 日 程 第 3 第 64 号 議 案 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て
- 日 程 第 4 第 65 号 議 案 宍 粟 市 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 する 条 例 の 制 定
に つ い て
- 日 程 第 5 第 66 号 議 案 宍 粟 市 下 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 の 制 定 に つ い て
- 日 程 第 6 第 67 号 議 案 地 方 公 務 員 法 及 び 地 方 自 治 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の
施 行 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 する 条 例 に つ い て
- 日 程 第 7 第 68 号 議 案 成 年 被 後 見 人 等 の 権 利 の 制 限 に 係 る 措 置 の 適 正 化 等 を
図 る た め の 関 係 条 例 の 整 備 に 関 する 条 例 に つ い て
- 日 程 第 8 第 69 号 議 案 宍 粟 市 消 防 団 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 9 第 70 号 議 案 宍 粟 市 印 鑑 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 0 第 71 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 1 第 72 号 議 案 介 護 保 険 法 の 規 定 に よ り 条 例 に 委 任 さ れ た 基 準 等 を 定
め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 2 第 73 号 議 案 宍 粟 市 水 道 事 業 の 設 置 等 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 に つ
い て
- 日 程 第 1 3 第 74 号 議 案 宍 粟 市 水 道 事 業 給 水 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 日 程 第 1 4 第 75 号 議 案 幼 児 教 育 ・ 保 育 の 無 償 化 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す
る 条 例 に つ い て
- 日 程 第 1 5 第 76 号 議 案 宍 粟 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 する 基 準
を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て

日程第16	第77号議案	宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	第78号議案	宍粟市かわおと菜園交流館条例の廃止について
日程第18	第79号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第19	第80号議案	市有財産の処分について
日程第20	第81号議案	令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）
	第82号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第83号議案	令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	第84号議案	令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第85号議案	令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
	第86号議案	令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第87号議案	令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	第88号議案	令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第89号議案	令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	第90号議案	平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第91号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第92号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第93号議案	平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第94号議案	平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第95号議案	平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 96号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 第 101号議案 教育用タブレット P C 購入契約の締結について
- 日程第 2 3 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2020 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 第 64号議案 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 第 65号議案 宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第 5 第 66号議案 宍粟市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第 6 第 67号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 第 68号議案 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 8 第 69号議案 宍粟市消防団条例の一部改正について
- 日程第 9 第 70号議案 宍粟市印鑑条例の一部改正について
- 日程第 1 0 第 71号議案 宍粟市税条例の一部改正について
- 日程第 1 1 第 72号議案 介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の一部改正について

日程第12	第73号議案	宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第13	第74号議案	宍粟市水道事業給水条例の一部改正について
日程第14	第75号議案	幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第15	第76号議案	宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第16	第77号議案	宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第17	第78号議案	宍粟市かわおと菜園交流館条例の廃止について
日程第18	第79号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第19	第80号議案	市有財産の処分について
日程第20	第81号議案	令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）
	第82号議案	令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第83号議案	令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	第84号議案	令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第85号議案	令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
	第86号議案	令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第87号議案	令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	第88号議案	令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第89号議案	令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	第90号議案	平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第91号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第92号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳

出決算の認定について

- 第 93号議案 平成30年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 94号議案 平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 95号議案 平成30年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 96号議案 平成30年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 97号議案 平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 98号議案 平成30年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 99号議案 平成30年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 100号議案 平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 2 第 101号議案 教育用タブレット P C 購入契約の締結について

日程第 2 3 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2020 年度政府予算に係る意見書採択の要請について

追加日程第 1 第 101号議案 教育用タブレット P C 購入契約の締結について

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番	津 田 晃 伸	議 員	2 番	宮 元 裕 祐	議 員
3 番	榎 橋 美 恵 子	議 員	4 番	西 本 諭	議 員
5 番	今 井 和 夫	議 員	6 番	大 久 保 陽 一	議 員
7 番	田 中 孝 幸	議 員	8 番	神 吉 正 男	議 員
9 番	田 中 一 郎	議 員	1 0 番	山 下 由 美	議 員
1 1 番	飯 田 吉 則	議 員	1 2 番	大 畑 利 明	議 員
1 3 番	浅 田 雅 昭	議 員	1 4 番	実 友 勉	議 員

15番 林 克治 議員

16番 東 豊俊 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 宮崎 一也 君	書	記 小谷 慎一 君	
書	記 小椋 沙織 君	書	記 中瀬 裕文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福元 晶三 君	副 市 長 中村 司 君
教 育 長 西岡 章寿 君	参事兼総合病院事務部長 隅岡 繁宏 君
企画総務部長 坂根 雅彦 君	まちづくり推進部長 津村 裕二 君
市民生活部長 平瀬 忠信 君	健康福祉部長 世良 智 君
産業部長 名畑 浩一 君	建設部長 富田 健次 君
一宮市民局長 上長 正典 君	波賀市民局長 坂口 知巳 君
千種市民局長 福山 敏彦 君	会計管理者 田中 祥一 君
教育委員会教育部長 前田 正人 君	農業委員会事務局長 西村 吉一 君

(午前 9時30分 開会)

○事務局長（宮崎一也君） それでは、議長登壇願います。

○議長（東 豊俊君） 皆様、おはようございます。開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第87回宍粟市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、御健勝にて御参集いただきましたこと、誠に御同慶に存じます。

この後、市長から38件の議案が上程されることとなっておりますが、いずれも市民生活に直結する重要な案件でございます。特に、今回は平成30年度決算認定に係る案件もございます。議員各位におかれましては、慎重審議お願い申し上げますとともに、長期間の会期となりますが、円滑なる議事運営となりますよう、お願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。よろしくお願いたします。

それでは、市長、挨拶をお願いします。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。第87回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて御出席を賜り、誠にありがとうございます。

猛暑が続いた8月もようやく過ぎたところではありますが、朝夕は幾らか涼しさを感じるころとなりました。しかしながら、まだまだ蒸し暑く感じる日も続いております。特に心配をしております台風につきましても今のところ大事には至っておりませんが、御承知のとおり九州北部のほうでは線状降水帯等による集中豪雨、そのことによって大きな被害が発生をしております。被害に遭われた地域の皆さんに心よりお見舞いを申し上げますとともに、早く復旧・復興へとつながることを望んでおるところであります。

宍粟市も今後も予断を許さない状況が続くものと、このように思っておりますが、安全・安心にはさらに万全を期さなくてはならないと、このように思っております。

昨日の総合防災訓練は、山崎断層帯を震源とする地震を想定して行ったところですが、自治会やあるいは自主防災組織、消防団を中心とする各防災組織、さらには議会の皆様をはじめ数多くの団体に参画をいただきました。それぞれが被害を想定した訓練を実施していただき、今後の課題も見つかったところと、このように思っております。大変頼もしく思うとともに、心より感謝を申し上げ、本当にありがとうございました。

さて、今なお全国的に高齢者の交通事故等々が後を絶たないところでもあります。

9月は高齢者福祉月間となったところであります。それを未然に防ぐ手段として、先の定例会においても御提案をいただいたところでありますが、高齢者事故抑制装置、このことにつきまして、現在兵庫県もいろいろと検討する動きもあるように聞いております。宍粟市としても、当面は事故抑止装置を備える安全運転サポートカーという、この体験会を宍粟市老人クラブ連合会と協議しながら開催する中で、今後高齢者を含めて市民のより安全な対策を進めていきたいと、このように考えております。

さらに、かねてより御報告をしておりました耳鼻咽喉科につきましては、本日より開業していただく運びとなりました。

さて、今定例議会におきましては、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定、宍粟市下水道事業の設置等に関する条例の制定、さらにまた平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和元年度一般会計補正予算など、38議案について御審議をいただく予定にしておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議員各位には慎重に御審議を賜り、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうぞ長期間よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 豊俊君） ただいまから、第87回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願ひます。

報告2、本日市長から地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条第1項の規定により、宍粟メイプル株式会社、有限会社伊沢の里、公益財団法人しそ森林王国観光協会、公益財団法人宍粟市文化振興財団の平成30年度決算書及び令和元年度事業計画書等がそれぞれ市長から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高欄願ひます。

報告3、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願ひます。

報告4、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通

知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての報告書写しのとおりであります。

報告5、本日市長から議案38件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 豊俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

14番、実友 勉議員、1番、津田晃伸議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（東 豊俊君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月4日までの33日間としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から10月4日までの33日間に決定しました。

日程第3 第64号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第64号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第64号議案、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱される委員でありまして、宍粟市からは11名が委嘱され、人権にかかわる重要な職務に従事し、御活躍をいただいているところであります。

この人権擁護委員のうち1名が令和元年7月31日をもって退任されることから、後任の委員としまして老後和志氏を推薦しようとするものであります。

老後氏は、人格識見ともすぐれ、人権意識の高揚が叫ばれている今日、市民の人権擁護と啓発に精力的に取り組んでいただきたく新たに推薦しようとするものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第64号議案につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

続いて採決を行います。

第64号議案を原案のとおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第64号議案は、原案のとおり推薦することが適当と決しました。

日程第4 第65号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第65号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第65号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例制定は、平成29年に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに創設された会計年度任用職員制度に関する給与、その他の給付等の必要な事項について条例を制定するものであります。

現在、地方公務員の臨時・非常勤職員は、全国的に大幅に増加をしておりますが、自治体によって勤務条件等に関する取り扱いがそれぞれであり、制度が不明確であったことから、当該職員の適正な任用や勤務条件を確保することを目的に、法改正が行われたものであります。

令和2年4月以降、会計年度任用職員制度に移行するに当たり、必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について、質疑をさせていただきます。

この条例の制定は、地方公務員法及び地方自治法の改正により、臨時職員や非常勤職員の任用等に関する規定の明確化等を目的に、会計年度任用職員の制度が創設されたことを受け、給料・手当等の必要事項を定めるためのものであります。これにより非正規雇用に法的な根拠を与え、職員の非正規化が進むのではないかと。また、原則1年限定の雇用制度であり、勤務成績に基づく能力の実証により再度の任用を行うことができる更新回数を原則2回の3年間までと定めております。市の都合により人員が調整され、不安定雇用につながらないか。

以上、質疑いたします。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 会計年度任用職員の制度に関する御質問にお答えをさせていただきますというふうに思います。

今回の条例制定、これにつきましては、今おっしゃっていただいたように、地方公務員法と地方自治法、この改正を受けたものでありまして、法改正によって統一的な取り扱い、これが定められたというところでございます。

非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするものでありまして、今おっしゃっていただいた非正規化が進むのではないかとということではないというところでの御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、現状、非常勤職員の任用に当たっては、公平を期すために毎年選考を行っておるところでございます。これを人事評価による能力の実証に基づき、2回まで更新をしていこうというふうに改善をするものでありまして、むしろ安定雇用につながるのではないかとというふうに思っております。

ただ、当然今事務の精査も行っておりまして、業務量、このあたりもつぶさに判

断をしていかないといけない状況もございます。その中では調整ということについては、行う必要があるかというふうに思っておりますが、おっしゃっておるような非正規化あるいは不安定雇用、そういうようなものにつながるものではないというところで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどのお答えの中で、調整は行う必要があるというふうに言われて、その後でそれが身分の不安定にはつながらないと言われたんですけども、そこは何か保障のようなことを考えておられるのかどうか、お尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 先ほど調整と申し上げたのは、事務の調整ということで御理解いただいたらなというふうに思っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、最後の再質問は、市長にお答えいただきたいんですけども、やはり重要な市民サービスを日々担ってくださっております非正規職員の身分の安定というのは考えていく必要があると強く思っております。

そこで、処遇改善あるいは希望者の正規化は考えておられるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 今回の条例制定については、先ほど担当部長等々、あるいは私のほうから提案理由の中で申し上げたとおりであります。可能な限り安定な雇用につながっていくと、こういう形での条例を制定しておるところであります。

ただ、大変お世話になったり、いろんな形で大変な目に遭っていただいていることは重々承知をしております。ただ、それを正規化というのは現状的には非常になかなか難しい状況ではありますが、現段階ではそれぞれの皆さんの安定雇用につながっていくと、こういうことには努めていきたいと、このように考えています。

○議長（東 豊俊君） 続いて、質疑を行います。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑でございます。事前通告に従いまして質疑をさせていただきます。

ただいまの山下議員と同様、第65号議案についての質疑でございます。今回の上

位法の改正の趣旨につきまして、私は臨時非常勤職員というのは、今、地方行政の重要な担い手になっているというふうに考えておりまして、この臨時非常勤の職員の皆さん方の適正な任用と勤務条件を確保すると、そういう観点からの法改正と、あるいは条例提案というふうに受けとめているところです。

そういった観点から、幾つか質問させていただこうと思います。

この新制度への移行に伴いまして、今もありましたが、勤務形態の整理を今されているようでございますが、どうも今までの経過でいいますと、フルタイム職員とパートタイム職員という制度がありますが、どうもフルタイムとしての任用が抑制をされているというふうに私は感じております。その理由は何なのかをお伺いしたいと思います。

勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由にして、フルタイム任用を抑制することとは行ってはいけないという総務省通知もあろうかというふうに思いますが、宍粟市についてどのような考え方なのか、お伺いしたいと思います。

それから、2点目ですが、この非正規職員がふえてきた背景というのは、総人件費の抑制とか、あるいは正規職員の削減、そういうものが背景にあったというふうに思います。パートタイムの任用が多くなることで、私は他の職員の負担がふえたり、あるいは市民サービスの低下を来さないか。その辺の心配をしております。

特に、福祉とか介護、こういうところで専門的なスキルを持って働いておられる人たち、この処遇がフルタイム任用を抑制することで貴重な人材を失ったり、あるいは今高齢者の介護サービス、いわゆる包括の支援であったり、それから障がい者の相談支援、そういうもののマネジメントに携わっておられる方々は、その仕事を通じて報酬を獲得をされておるわけですね。それが短い時間帯の任用になると、そういう報酬額が減額になって、市にとっては損失になるんじゃないかなというふうに考えるんですが、そういうことにつながらないかどうかお伺いしたいと思います。

それから、三つ目ですが、いつも正規職員、一般行政職の給与等の水準に関しては、人事院勧告制度を尊重するとか、あるいは近隣の自治体との均衡ということがよく言われます。今回のこの会計年度任用職員の給料等の処遇の水準というのは、それと同様の水準を確保するというふうな解釈をとっていいのかどうか、それと同様といいますのは、正規職員と同様という意味じゃなくて、他の近隣自治体との均衡ですね、そういうものが十分はかれているというふうに解していいのかどうか、お伺いします。

最後ですけれども、この制度の規定の整備につきましては、職員団体との協議、労

使合意が求められておりますが、職員団体との交渉、あるいは非正規職員当事者の皆さんの意向、そういうものが十分反映されたものなのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） それでは、何点かの御質問にお答えをさせていただきますというふうに思います。

まず最初に、財政上の制限を理由にというようなことはないのかということでございます。

現在の市の財政状況を考えていきますと、財政上の問題、これも避けて通れないということについては事実かもわかりませんが、今回の新制度への移行、これに当たっては、それぞれの部局において必要な職種や、あるいは人員等、これを見直すきっかけになるというふうにも捉えておまして、現在その形で調整も進めておるところでございます。

これまでは職員数の削減、あるいは新たな事業を展開する上でフルタイムの職員を任用する、これが基本であったようにも思いますが、今後は常勤職員も含めワーク・ライフ・バランスや働き方を考えていく上で、より効率的あるいは効果的な任用を検討していく必要があるというふうに考えております。

よって、業務の精査によって持続可能な行政運営を行っていくという視点で対応を今後もしていきたいなど、そんなふうに考えておるところでございます。

二つ目のパートタイムの任用による影響のことについての御質問がございました。おっしゃるとおり、地方行革の推進法、これによりまして全国全ての自治体においては、例外なく厳しい定数削減が進められてきたというふうに考えております。

その一方で、少子高齢化あるいは地方分権による行政需要、これは増加をしてきておまして、さらには行政ニーズの多様化、高度化により、ますます人手を必要とするのも実態ではないかなと、そんなふうに考えております。

市の業務の多くが直接人が行うサービスということございまして、特に福祉や介護、この部門では必要な専門スキルを、あるいは資格、これを持った人材の確保が現状でも非常に厳しい、そんな状況にもあるというところでございます。今後サービス低下とならないようにするために、フルタイム任用職員が必要な業務、これについてはさらに各担当部局と調整を図っていきながら、御心配いただいております貴重な人材を失ったり、あるいは例で申し上げていただきましたケアマネ等の報酬、こういったところに影響のないように今後調整を進めていく必要があるという

ふうに考えております。このことにつきましては、今後の調整の課題ということで捉えさせていただきたいというふうに思います。

それと、給与等の処遇の水準、このことですが、おっしゃっていただいたとおり、これまでにしても、職員につきましてもそうでありましたけども、近隣市町との均衡、そういったことも念頭にこれまで進めてきたところでございます。会計年度任用職員の制度、これの移行に当たっても、これまで近隣市等と数回にわたって担当者会を実施をしながら、均衡を図っていくという方向で調整を進めてきておるところでございます。条例や規則の制定後においても引き続き意見交換、そういったものを行いながら比較検討をし、均衡が図れるように努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

最後に、職員団体との協議、このことですが、これまでも規定整備に当たっては職員組合と調整を重ねてきておるところでございます。今回の条例制定に当たっても職員組合と内容についておおむね合意をさせていただきまして、確認書を取り交わしておるところでございます。

さらに、今回条例の中では規則に委任する事項が含まれておりまして、この内容につきましては、今後も労使合意に向けて引き続き協議をしていきたいと思いますというところでの合意もとっておるところでございますので、4月の施行に向けてさらに協議を進めていきたいというふうに思っております。

それから、非正規職員の意向の反映というところですが、現在任用しております非常勤職員の意向、このことにつきましては、職員組合との協議を通じて調整を図っていくということにしております。制度移行に当たって、勤務条件が変更となる非常勤職員につきまして、今現在説明会を実施している最中でありまして、今後も引き続き真摯に対応してまいりたいと、そんなふうに考えておるところでございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） あと、細かい点につきましては委員会のほうで聞かせていただきますので、最後に市長に伺いたいと思います。

今回条例制定ですが、これから具体的に規則、要綱とか、そういうところで具体的な中身が詰まっていくんだらうというふうに思うんですが、冒頭申し上げましたように、財政的な理由でもってその勤務条件等の抑制をしないと。十分、今現在働いていらっしゃる方、今後この制度に乗って採用される方等々の勤務条件についてしっかり考えていくと、そういうふうに捉えさせていただいてよろしいでしょうか、

お伺いします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 基本的にはそのように捉えていただいたら結構かと思います。

実は、この問題を含めてそれぞれの地方自治体も非常に財政のいろいろ厳しい状況の中で、この問題を先ほどおっしゃったような視点で捉えていくということで、先般来より、調査は私もいろいろ担当のところへ入りまして、国のほうにも何とか財政支援、こういったことについて検討願いたいと、総務省のほうにも申し上げてきたところであります。

ただ、御存じのとおり、地方交付税という大きな枠組みの中で考えていきたいという考え方と、一つは、働き方改革、同時に一億総活躍、こういった大きな概念の中で捉えていきたいと。まだ現段階では国もそのことについては定まってないと、このように聞いております。しかし、粘り強く地方の実情を訴えて何とか財政支援をお願いしたいと。その中で地方が疲弊しないように、また人材の確保、あるいは働き方の改革によって、そこで喜びを得る、こういったことについては粘り強く訴えていきたいと、このように考えておりますので、あわせてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） よろしくお願ひしたいと思ひますが、最後に、山下議員からもありましたように、この制度を導入することによって、貴重な人材の雇いどめとか、そういうことが行われてしまつて、結局のところ専門的なスキルを身につけた者が生かせないというようなことになってはいけませんので、まさしく本末転倒ということになってしまうので、その辺については十分配慮いただきたいということをお願ひして終わります。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第65号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第5 第66号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第66号議案、宍粟市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第66号議案、宍粟市下水道事業の設置等に関する条例につき

まして、提案理由の御説明を申し上げます。

総務省からの通知により、下水道事業に係る公営企業会計の適用につきまして、重点的に取り組むよう要請されております。

今回、下水道事業に公営企業会計を適用することで、中長期的な視点に立った経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図り、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供することを目指して、本条例を制定しようとするものであります。

また、これに伴い、現下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計を打ち切ることから、宍粟市特別会計条例を改正し、あわせて公共下水道事業基金条例及び農業集落排水事業基金条例を廃止するものであります。

諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、宍粟市下水道事業の設置等に関する条例の制定について質疑を行いたいと思います。

宍粟市が経営する下水道事業に公営企業会計を適用させるための条例の制定であります。公営企業会計になると使用料収入による独立採算制が原則となるので、下水道料金の値上がりにつながるのではないかと。

次に、条例の第3条に、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないというふうにあります。この企業の経済性の発揮と公共の福祉を増進、この言葉が二つ連なって書いてあるわけなんですけれども、相反するような面も出てくるのではないかと思うのですけれども、具体的にどのように運営するのか、お願いします。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

富田建設部長。

○建設部長（富田健次君） 第66号議案に対します山下議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の下水道事業を公営企業会計へ適用することで、使用料の値上がりにつながるのではないかとということなんです。公営企業会計への適用が下水道使用料の値上げにつながるものではないというふうに考えてございます。

今回の企業会計への適用につきましては、先ほど提案理由にもございましたが、総務省の通達によりまして、下水道事業の公営企業会計への移行について強く要請されたものでございます。また、検討に当たりまして、財政的なメリットもあることから、公営企業会計を適用することで、下水道事業の運営の中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上をもって必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供するものというふうに考えてございます。

続きまして、2点目の条例の第3条の部分、具体的なことということでございますが、御案内のとおり下水道事業につきましては、大きく三つの目的をもって事業を展開してございます。1点目は、公衆衛生の改善。それから雨水の排除、浸水排除。最後に、河川であったり海であったり、また湖とかの公共用水域における水質保全。この以上3点の目的がございまして、この目的をもって事業を実施することが国民、そして市民の利益であり、公共の福祉を増進することにつながるものというふうに考えてございます。

今回、下水道事業の持つ役割や運営につきましては、地方公営企業法の財務適用を受けたとしても変わるものではなく、引き続き経費節減等に努めながら、これまでどおり運営を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、まず最初に、市長にお尋ねしたいと思うんですけども、この下水道の計画書を見ておりましたら、一般会計の繰り入れについてのことが書いてありまして、現在も基準外繰り入れをしなければ運営できない状況でありますというふうに計画書に書いてあったわけなんですけれども、これからも基準外の一般会計からの繰り入れは続けていくというふうに捉えていいわけですか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今回のことにつきましては、あくまでも会計の処理方式を単式簿記から複式簿記へと、こういうふうな単純に言いますと変更のことです。

今、御質問あったとおり、特に下水道事業は持続させて、さらに安定的なサービスを提供すると、こういうことは非常に重要なことであります。端的に申し上げて、下水道使用料と現在規定の諸収入では御案内のとおり非常に厳しい状況でありまして、一般会計からの補填も、こういったことの中で現在行っておるところであります。今後、そういったことも十分検討しながら、会計が変わっても安定的なサービス提供に、あるいは経営につながるように努力していきたいと、こういうふうに考

えております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 安定的な経営ということは、一般会計からの基準外の繰り入れも続けていくというふうに捉えたらいいのかということだけ、ちょっとはつきり答えていただきたいのと。

それと、もう一つなんですけれども、下水道の計画書を見ておりましたら、「現在は企業会計になっていないので組織編成等の権限は有していませんが、今後も全庁的な取り組みの中で引き続き効率的な人員配置に努め、定員適正化を推進し、効率的な業務体制の構築に努めます」というように書いてあったんですけれども、やっぱり下水道事業というのには多くの専門的な職員が必要ではないのかというふうに考えるんです。特に今後設備の老朽化等が進んでいる中で、設備に対して専門的な見地から、どのようにすれば下水道料金を引き上げなくて済むのかとか、やはり市として専門的に考えられる職員にたくさん勤務しておいてもらいたいと思うんですけれども、そのあたりのところはこの企業会計化によってどのように考えておられるのかということをお尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これからいよいよ会計方式が変わりまして、先ほど申し上げましたように、いわゆる複式簿記によって会計方式とすると。単年度の収支が明確になって中長期をにらんでいけるということであります。

今までの単式簿記はそうかということ、そうではないんですけれども、そういう会計処理方式によって、より明確に財務所掌も出てくると、こういうふうに私は捉えております。

そういう中で、今後、下水道事業の運営をどうやって安定的にしていくかということではありますが、先ほど申し上げたとおり、今の現在の収入あるいは使用料で賄っておる状況ではなかなか厳しい状況もあるというのは御存じのとおりではありますが、可能な限り一般会計からの補填も行っておる状況でありまして、住民サービスの低下につながらないように我々は努力していかなければならないと、このように考えております。

そういう意味でも会計処理方式を先ほど申し上げたようにしっかりして、財務所掌をしっかりしながら、かつ専門的な職員も育成しながら、これをやることによって、下水道事業そのものを守っていけるのではないかなと、このように考えております。

ただ、職員を新たに採用するとか、どうこうじゃなしに、今現在の職員も頑張っておりまして、私はある意味では専門化をしないとなかなか厳しいと、このように考えておりまして、そういう観点で今後進めていきたいと。少し条例とは離しますが、条例はそういう観点で今後明確にしていこうということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第66号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第6 第67号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第6、第67号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第67号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の整備を行うため、所要の改正を行うものがあります。

主な内容としましては、法改正により、地方公務員法第22条の2に会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、条例において地方公務員法で定める職員を引用している条文があるものについて、それぞれ整理するほか、制度創設に伴う所要の改正、文言の整理等を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第67号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第7 第68号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第7、第68号議案、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第68号議案、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、令和元年6月14日に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、関係する条例を一括して改正するものであります。

改正の内容としましては、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、また、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項その他の権利の制限に係る措置を見直すほか、文言の整理等を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

- 12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第68号議案、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について、質疑をさせていただきます。

今回提案されている条例の施行期日、これについて質疑をさせていただこうと思うんですが、提案の内容では、施行期日について、この条例は令和元年12月14日から施行するというふうになっております。ただし書きがついておりますが、原則12月14日というのが施行日になっておりますが、この整備法、上位法は今年の6月14日に公布をされてまして、一部規定を除いて起算してから3カ月経過あるいは6カ月までにといい、地方公共団体については6カ月以内、12月までということかもわかりませんが、この条例の1条、2条、この辺が非常に先ほど市長から提案がありましたように、成年被後見人制度を利用することで職を失うとかという、そういうことがあってはならない規定の改正だろうと思うので、そういうことの条例改正はいち早くする必要があるんじゃないかというふうに思いますが、なぜ12月14日が施

行日なのか、その理由についてお伺いします。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 今回の整備法につきましては、今おっしゃっていたように、幾つかの異なる施行日が設けられておるところでございます。改正によって即座に施行可能なものについては公布の日から、国の機関で省令等の整備が必要な法律、それは三月を経過した日からということ、そして、その他の関係機関で条例・規則等の整備が必要な法律は六月を経過した日ということで、12月14日が設けられているところでございます。

今回の法改正につきましては、成年被後見人等の権利制限を見直す目的で改正されたものでございますので、市としても少しでも早く施行すべきというふうに考えておるところでございます。よって、可能なものについては公布の日からというところ、今回上程をさせていただいておるところでございます。

しかしながら、1条、2条、このことに関しましては、地方公務員法の第16条を引用しておるものでございまして、地公法の改正の施行日が12月14日ということでございますので、今回の1条、2条についてはやむを得ず12月14日施行ということにさせていただいているところでございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 理由はわかりましたが、その法の趣旨からいって、欠格条項を削除するものについては、原則公布の日からというふうに整備法のほうは言っていると思うんですね。特に地公法の16条関係、欠格条項に関係するところやと思うんですが、それがなぜ12月の公布なのかということが理解できないわけです。ですから、特に今、障がい者雇用をどんどん進めようとしている中で、そういうものの公布が一番おくれてしまうということの理由が少し理解できないんですけどね。単に上位法がということだけじゃなくて、なぜそうなのかということをお教えください。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 地公法の16条の第1項のところに、被後見人、被補佐人というところの規定がなされておる、それが12月14日で施行されて1項がなくなるということが起きていくんですね。市の条例としては、その法律を引用しておるために、それまでに改正するということは、つじつまが合わないということで、今回12月14日の施行日ということにさせていただいています。

ただ、今大畑議員が言われたような趣旨、このことは基本的な趣旨でございますので、施行するまでもそのことによって不利益が生じないように、運用のほうでは行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第68号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第8 第69号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第8、第69号議案、宍粟市消防団条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第69号議案、宍粟市消防団条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、条例に定める消防団の定員及び団員の報酬額の2点について、改正を行うものであります。

初めに、定員につきましては、消防団員が年々減少している状況の中で、現在の定員数と団員数が大きく乖離していることから、改正しようとするものであります。

次に、報酬額につきましては、宍粟市の団員の報酬額は、全国的にも低い状況であり、この報酬額を近隣市町並みの額とするため、班長及び団員階級の報酬額を改正しようとするものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第69号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第9 第70号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第9、第70号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正について

を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第70号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことを受け、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容としましては、本人からの届け出によって住民票に旧姓を併記することが可能となったことに伴い、印鑑登録につきましても、旧姓で登録できるよう所要の改正を行うほか、文言の整理等を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第70号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第10 第71号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第10、第71号議案、宍粟市税条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第71号議案、宍粟市税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、10月1日より軽自動車税の環境性能割が導入されることに伴い、宍粟市税条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、本来、環境性能割は市税であります。当分の間は兵庫県が賦課徴収を行うことから、納税者の混乱を避けるため、県内市町の環境性能割に係る減免規定の統一を図りたく、所要の改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第71号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託
します。

日程第11 第72号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第11、第72号議案、介護保険法の規定により条例に委任
された基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第72号議案、介護保険法の規定により条例に委任された基準
等を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成29年の介護保険法の改正により、平成30年4月から、新たに共生型サービス
が設けられ、そのうち、市が指定する共生型地域密着型サービスの人員、設備及び
運営に関する基準につきましては、改正法の経過措置として、国の省令で定める基
準をもって、市の条例で定められた基準とみなすと規定されておりましたが、この
経過措置が終了したことを受け、国の省令で定められた基準を引き続き適用できる
よう、条例で定めるものであります。

あわせて事業者が整備すべき記録の保存期間につきまして、整理するものであり
ます。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上
げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 12番、大畑です。第72号議案について質疑をさせていただ
きます。

ただいまも提案理由でありましたように、介護保険法の改正によりまして、共生型サービスというのが位置づけられて、これは地域包括ケアシステムの進化推進の柱というふうに位置づけられているというふうに認識をしております。

従来、高齢者は介護保険、障がい者は障がい者サービスと縦割りだったものを改めるということ、あるいは65歳以上は介護保険優先というふうな、そういうものも課題がありましたけども、そういうことも解決するというところで、地域において高齢者あるいは障がい者、障がい児、そういうそれぞれが同じサービスを楽しむことができるという、そういうことで非常にこれからの宍粟市にとってもよい方向に行くんじゃないかなというふうに私は捉えておるわけですが、そこで、市の本気度をちょっと伺いたいというふうに思うんですが、従来障害福祉サービスを利用していた障がい者の方が、65歳になったら介護保険に変わるというようなことで、そこで障がい者サービスを受け続けたいということを思ってもなかなかできなかったことが、同じ事業所で継続してサービスが利用できるということで非常にいいことだというふうに思います。

そこで、そういう事業の推進が期待されるわけですけども、市としてこの共生型サービスに取り組む事業所、市内にどの程度あるというふうに見込んでおられるのか、その辺、まず1点目にお伺いしたいと思います。

それと、少し心配な点があるんですが、高齢者と、それから障がい者あるいは障がい児の方の支援内容というのはやっぱり違いがあるというふうに思うんですが、サービスの質という意味で、十分確保できるのかどうか、その辺をどのように考えておられるのかというのを伺いしたいと思います。

それと、ケアマネジャーとか、相談支援専門員、この方々との連携ですね、介護保険と障害福祉の相互理解を深めていかなければ十分なサービスが受けられないというふうに思うので、それぞれこれまで縦割りでやっておられた、そういうところが、どう連携をされていけるのかというのを伺いしたいと思います。

それと、今後このサービスを推進していく上では、行政としての支援というのは非常に重要になってくるかなというふうに思いますが、推進に関しまして具体的な支援策、そういうものは考えておられるのかどうか、伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） それでは、私のほうから共生型サービスの御質問に

つきましての答弁をさせていただきます。

まず、共生型サービスですが、障がい者の方が65歳以上になっても使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくするという趣旨のもとで、介護保険、障害福祉の片方の基準を満たせない場合の特例として創設をされておるところでございます。

現段階におきまして、市内の事業所から実施に向けての動きは見られません。しかし、共生型サービスの趣旨を踏まえた上で事業所の開設意向に沿えるよう支援をしていきたいと、そのように考えておるところでございます。

次に、サービスの質の確保でございますが、本市におきましては、主に障害福祉サービスを利用している方が高齢者になっても同じ事業所で引き続き同様のサービスを受ける場合を共生型サービスとして想定しておりまして、それまでのサービスの質を維持できるよう市としてもきめ細やかな支援を行ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、ケアマネジャーや相談支援専門員の連携につきましては、これまでも障害福祉から介護保険への移行時や両サービスの併用がある場合等におきまして、情報の共有や連携が行われており、共生サービスにおきましても相互の連携ができるものと、このように考えております。

最後に、共生型サービスの推進に伴う支援につきまして、事業所が新たに共生型サービスに取り組むことによりまして、従事者の負担の増加が懸念されておるところでございますが、研修等を実施し、従事者・職員のスキルを高めることにより、負担の軽減を図るとともに、これまでも懸案となっております人材不足の解消に向けた施策の展開を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） わかりました。1点だけ再質問させていただこうと思うんですが、その市の支援策のところです。先ほども研修のことを含めて負担の軽減を図っていくという話でしたが、この共生型サービスというのは、一つは、共生社会をつくっていくという意味では、非常にそれぞれ事業をされるところについては負担感があるかもわかりませんが、市にとってはこういう共生型社会づくりを進めるといのは非常に重要なことであるし、これからの時代に沿ったものだというふうに思います。

ですから、やはりそれぞれのサービスの事業所に対しては、しっかりとその理念

いうものを啓発をしていっていただかなければいけないんじゃないかなど。その上に立って、それを推進するためにはどういう支援が要るのかということになるんじゃないかなというふうに思っておりますが、ただ、そういう理念のない中で負担感を解消するだけでは十分に僕は進まないんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） ただいま議員からございましたように、6月議会で同僚議員のほうから御質問いただいております「我が事・丸ごと」の地域共生社会、この理念を実行する中での一つの共生社会となっております。

なかなか市内の事業所においても、この共生社会についての十分なまだ御理解がいただけていないのが現状かと思っておりますが、それらも含めまして宍粟市が今後取り組むべき姿を明らかにしつつ、事業所と連携をしながら、市としてどういう支援ができるのかというようなところも、事業所の意向も十分聞きながら進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第72号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第12 第73号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第12、第73号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第73号議案、宍粟市水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

このたび下水道事業に公営企業会計を適用するに当たり、宍粟市下水道事業の設置等に関する条例案の検討を行いました。同じ公営企業である水道事業につきましても見直しの機会と捉え、本条例を精査してまいりました。

今回、精査の結果、損害賠償額の決定や負担付き寄附の受領等にかかる議会の議決や同意につきまして、地方公営企業法の趣旨を踏まえ、下水道事業と同様に、条例で規定しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第73号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託
します。

日程第13 第74号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第13、第74号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正
についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第74号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正につしまし
て、提案理由の御説明を申し上げます。

水道法が改正され、令和元年10月1日から、指定給水装置工事事業者の指定につ
いては、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うこととなりました。これ
に伴い、事業者の指定の更新に係る手数料を定めるため、本条例を改正しようとす
るものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(東 豊俊君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第74号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託
します。

日程第14 第75号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第14、第75号議案、幼児教育・保育の無償化に伴う関係
条例の整備に関する条例についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第75号議案、幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に子ども・子育て支援法等が改正され、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、関連する条例を整備しようとするものであります。

改正内容としましては、10月1日から子育てのための新たな施設利用給付制度が設けられることや、施設の運営に関する基準が見直されることを受け、所要の改正を行うほか、引用する条文や文言の整理を行うものであります。

それぞれ諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 第75号議案、幼児教育・保育の無償化に伴う関係条例の整備について、質問をさせていただきたいと思います。

これまでも同僚議員のほうからいろいろ質問が出ていると思いますが、この無償化に伴う本市の課題について、1点どのようにお考えなのかをお伺いしたいというように思います。

それは、今回3歳から5歳が無償化の対象でございますが、今、旧山崎町域の幼稚園では、3歳児の幼稚園教育が行われておりませんので、在宅の待機児童と云っていいのかわかりませんが、そういう方が複数名存在するというふうに伺っております。この3歳から5歳までの全ての子どもに対して無償化は対象にすべきだというふうに考えますので、そういう状況にある3歳児に対する対応策について考えておられるのかどうか、まず1点目お伺いいたします。

それから、2点目でございますが、無償化によって保育所の需要が非常にふえていくんではないかなというふうに考えております。現在でも定員を上回っている入所施設があるかというふうに思いますが、この無償化に伴いまして待機児童が生じるおそれがないのかどうか、その辺について伺います。

それから、3点目は、給食材料費の関係でございますが、国はこれまでも基本的に食材費は施設が徴収あるいは保育料の一部として保護者が負担していたということで、無償化以降もこの考えを維持するというふうに基本的に言っておりますが、

宍粟市の場合、一部について1号と2号認定の子どもの副食費の保護者負担について相当額を補助をするという提案を今されておりますが、1号、2号、3号それぞれでばらばらの対応になっているんじゃないかなというふうに私は考えるわけで、どのような保護者負担軽減の違いがあって、なぜそういう違いが設けられたのか、その辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、参考までに資料が出ましたので、事前通告のときはちょっとわからなかったんですが、第3子以降の子どもの副食費が免除というふうになってございますが、この第3子のための第1子の要件というのは何歳なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

前田教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 失礼いたします。まず、4点の質疑にお答えしたいと思います。

まず、現在の旧山崎町内における在宅の3歳児の人数なんですが、これは推定でしかないんですけども、20名程度がおられるのではないかと捉えております。

そして、その全ての方が3歳児教育を希望されているかどうかについてはわかりませんが、市といたしましては、幼児教育・保育の無償化の恩恵を受けられるよう認定こども園の園区をなくすことで、受け入れ施設の確保を図りたいということで考えております。

次に、無償化によって待機児童が生じる可能性はないのかという質問なんですけども、現在10月分の申し込み状況というのを受け付けておる状況を見る限りでは、制度を十分皆さんが知っておられるかどうかというのはわからないんですけども、それを見る限りにおきましては、例年どおりの申し込み状況でいっておりますので、今のところ受入体制には余裕があるために、何とか待機児童は生じる可能性は低いということで考えております。

続きまして、3番目の副食費の取り扱いについてですけども、市といたしましても国の取り扱いと同様に保護者の方にはある程度の一定の御負担はいただくということで考えております。

ただ、保護者にとりましても、副食費が今までの保育料に含まれていたという認識もあまりなかったのではないかと考えて、子育て支援の観点から、まず2号認定につきましては月2,500円の助成を、また1号認定の子どもにつきまし

ては月800円の副食費の助成を考えております。この差につきましては、2号認定は土曜日等もあるし、夏休み等もないということで、2,500円、それで1号につきましては、夏休みもあるし、土曜日を受けられないということで、給食の実日数が違うということでその差をつけております。また、3号認定子どもにつきましては、保育料の無償化の対象ではないため、これまでどおりとしております。

続きまして、4番目の第3子以降の捉え方なんですけども、副食費を徴収する多子カウントにつきましては、条例上では国と同じ取り扱いで1号認定子どもについては3歳から小学校3年生まで、それから2号認定子どもにつきましては、ゼロ歳から就学前までの子どもということで、上から順に第1子の子というカウントをしております。ただ、本市におきましては、子育て支援の観点から独自に1号、2号の認定にかかわらず、18歳以下までに範囲を広げてカウントするという助成を考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 再質問させていただきます。まず、一番最初に言いました3歳児の在宅約20名程度いらっしゃる。ここについてはそのこども園の園区をなくすことで対応していきたいということですが、もう少し具体的にどういうふうになれるのか、再度お伺いをしたいと思います。

それから、食材費の関係でございますが、1号と2号、それから給食の実施日の違いということでの差というふうにおっしゃいましたが、1号が何日で2号が何日という、年間日数、もしわかるのであれば教えていただきたいと思います。

それから、3号につきましても、全く負担がかからない人と従来どおり負担が要る方ということが混在すると思うんですね、3号認定の子ども。やっぱりここにも本来保護者負担の軽減策、国にないものを1号、2号に適用されているわけですから、同じように3号にも適用するという考えに至らなかった、その辺の理由をもう一度お伺いしたいというふうに思います。

それと、これは市長にも、教育長になるのかな、お尋ねしたいんですが、国を上回って第1子の要件18歳ということをしているというのは非常にいいことやというふうに思いますが、そうなりますと、学校給食も含めて18歳以下の子どもの第3子という考え方を変えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですね。幼児教育・保育の無償化の部分と学校給食と切り離して今の制度設計は考えておられると思うんですが、その辺は同じ給食の提供という意味で、子育て世代

への負担軽減とか給食費のあり方というものをもう一回見直す必要があるんじゃないかなと思います、その辺のお考えはないかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

前田教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） それでは、再質疑のほうにお答えしたいと思います。

まず、こども園の園区をなくすことの具体的な方法というのは、現在、市のほうで認定こども園、今できておりますのが、市立が戸原、それからみのりさん、それから今度来年度に2カ所、一宮の南のほうにもできるように来年度からなっております。それにつきまして、今現在、戸原のこども園につきましては去年できたわけなんですけども、中学校区ということで園区を限定しておりました。それをとりあえずなくすということで山崎全区からある程度、また、一宮南こども園も園区をなくすことによって、山崎のほうからも受け入れていただけるんじゃないかなということを考えております。

ただ、そのこども園を二つだけを園区をなくすことで解消ができるかというのは、少しまだ疑問が残っておりますので、もう少し状況を確認しながらにはなりますけども、山崎管内の幼稚園どこか1カ所でとりあえず山崎の認定こども園も整備を進める協議を進めているところなんですけども、それで一つぐらいが整備できるまでの間は、そういう受け入れ施設面等の整備をちょっとする必要はあるんですけども、それもちょっと検討していきたいなと考えております。それにつきましても幼稚園の園区をなくす方向で受け入れをできるような対応をとっていきたいと考えております。

それから、次に、副食費の日数が違うというのは、これにつきましては、あいにく今資料を持っておりませんので、これにつきましては委員会で提案をさせていただきたいと思います。

それから、18歳以下の取り扱いなんですけども、給食とカウントの仕方が違うんじゃないかなという御質問だったと思いますけども、これにつきましては、そもそもが今までの副食費につきましてなかった制度でございまして、とりあえず国の基準でいきますと、第3子以降の認定の方向が違いますので、少なくとも給食費の18歳以下というところまでは広げて今回提案をさせていただいているものでありまして、給食費の助成は学校給食のほうとはその分少し考え方が違いますけども、一番最初の18歳以下というところは、とりあえず合わせたということで理解をいただきたい

と思います。

3号の無償化につきましては、今のところ国の制度自体が保育料の無償化いうのでは入ってなくて、そこで副食費というのが入っていますので、今のところ考えておりません。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 最後になりますが、まず、こども園の園区をなくすことという、いろいろ考えていただいていることは前向きだとは思いますが、やはり今伺っていると、相当移動距離とか、そういう問題も保護者の負担とかいうのもふえてくるかと思うので、やはり山崎でのこども園の園区の議論と並行して、やはり3歳児の幼稚園教育を一旦は実施するということが僕は一番スムーズに行く方法じゃないかと思いますので、その辺の検討をしていただけないか、再度お伺いをしたいと思います。

あと、細かい点についてはまた委員会のほうに提案をいただきたいと思います。

それと、学校給食との関係を言いましたのは、今すぐということにはならないかもわかりませんが、やはり学校給食の負担軽減を先行して実施されたと。今回、幼児教育無償化の関係で子ども・子育ての部分について考えられたということになっているのはよくわかります。しかし、やっぱり第3子のカウントの仕方として18歳を第1要件として考えていっておられるというのは、同じことやと思うんですね、学校給食も。ですから、もう一度その辺は両面をあわせたこども園の給食費の負担の軽減のあり方というようなことは検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、今後継続いただけないかどうか、再度お伺いして3回目を終わります。

○議長（東 豊俊君） 前田教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 3歳児教育の点につきましては、今ありましたとおり少し検討はさせていただきたいと思います。ただ、施設面の課題があります。空き教室とか、そこら辺のことがありますので、その辺も考慮しながら検討していきたいと考えております。

また、第1子のカウントのことにつきましても、今後引き続き検討はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第75号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託

します。

日程第15 第76号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第15、第76号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第76号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、連携施設の確保や自園調理に関する経過措置の期限を5年間延長するほか、連携施設の確保や自園調理が困難な場合に事業者が参入できるよう、所要の改正を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第76号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第16 第77号議案

- 議長（東 豊俊君） 日程第16、第77号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第77号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、放課後児童支援員の資格要件を改める必要が生じたため、所要

の改正を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第77号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託
します。

日程第17 第78号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第17、第78号議案、宍粟市かわおと菜園交流館条例の廃
止についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第78号議案、宍粟市かわおと菜園交流館条例の廃止につつま
して、提案理由の御説明を申し上げます。

かわおと菜園交流館は、平成14年度に建設され、地元自治会による指定管理及び
都市住民との交流事業を実施しておりました。

指定管理等については平成26年度に終了したため、同施設を地域内交流によるに
ぎわいの創出施設として、新たに活用できないか、協議を進めていたところ、この
たび、地元自治会へ譲渡することで協議が整ったことから、本条例を廃止しようと
するものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第78号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託
します。

日程第18 第79号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第18、第79号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第79号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年12月に策定しました宍粟市過疎地域自立促進計画において計上しております過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を追加し、有利な過疎債を財源として、過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容としましては、交通体系の整備に関する事業としまして、橋梁4橋を追加計上するものであり、道路橋長寿命化修繕計画により、橋梁の点検や修繕による適切な維持管理を行うことで、道路環境の向上を図り、市民が安全に暮らせるまちづくりを目指すものであります。

また、本事業につきましては、過疎地域の発展と地域の活性化につながる事業であります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第79号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第19 第80号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第19、第80号議案、市有財産の処分についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第80号議案、市有財産の処分につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

かわおと菜園交流館につきましては、平成26年度から今後のあり方について地元自治会と協議を進めておりましたが、今回、自治会の総会において、地元譲渡を選択され、譲渡後は自主的な管理と運営を行うことを決定されました。

あわせて地元自治会は、認可地縁団体の法人格も取得されていることから、今般、関係する土地と建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第80号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

ここで暫時休憩をしたいと思います。

午前11時15分まで休憩をいたします。

午前10時58分休憩

午前11時15分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第20 第81号議案～第89号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第20、第81号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）から、第89号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第81号議案から第89号議案までの補正予算9議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、「地域創生・人口減少対策を効果的に推進するもの」に加え、

「目まぐるしく変わる社会情勢の中、当初予算編成時点では予見できなかった事案に対し早急に対応すること」の2項目を大きな軸として補正予算を編成しております。

そのほか、国県補助金の確定による増減や、人事異動に伴う人件費の整理を行うとともに、将来の財政負担の軽減を図るため、前年度決算に伴う剰余金を活用した繰上償還のための公債費の計上を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第81号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出にそれぞれ4億7,404万5,000円を追加し、補正後の総額を257億1,868万8,000円とするものであります。

歳出におきましては、人事異動等による人件費、賃金の整理を行うほか、主立った内容としまして、総務費では、森林の家づくり応援事業におきまして、申請件数が当初の見込みを上回るため、事業費の増額を行います。

また、ふるさと納税につきまして、当初の想定を上回る寄附が見込めるため、ブナ基金積立金と返礼品等の事業費を増額します。加えて、環境基本計画の更新業務のほか、無投票となった県議会議員選挙の事業費の整理を行っております。

民生費では、各種福祉サービスや医療費の前年度国県支出金の精算金を計上するほか、10月から始まる幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化の対象外となる保育所及びこども園の給食費について、市独自の子育て支援として、新たに給食費の一部を助成する事業に取り組みます。

また、幼児教育・保育の無償化では、ファミリーサポートセンター事業等も無償化となるため、無償化に伴う事業費を追加します。

衛生費では、病院事業など特別会計への繰出金の整理を行うほか、一般廃棄物処理基本計画につきまして、上位計画である環境基本計画との整合を図るため、更新時期の変更を行います。

商工費では、プレミアム付き商品券事業の事業費を整理、指定管理施設が緊急対応等をした修繕に係る負担金を追加計上し、土木費では、道路用地登記業務や、急を要する道路等維持修繕に係る補助金を増額します。

教育費では、いただいた寄附を活用し図書を追加購入するほか、ワールドマスターズゲームズ2021関西におけるカヌーポロ競技を音水湖で実施するため、カヌーポロ専用のカヌー等を購入します。

加えて、音水湖が東京2020オリンピック聖火リレーのコースに選ばれたことに伴

い、オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火フェスティバルの事業費を追加します。

災害復旧費では、平成30年7月豪雨による林業施設の災害復旧事業費の増額を行い、公債費では、将来の財政負担軽減を目的として、前年度決算に伴う剰余金の一部を活用し、繰上償還を実施するための予算措置を講じております。

次に、財源となります歳入の主なものとしまして、地方特例交付金及び普通交付税については、交付決定額が当初予算額を上回ったため、増額の補正を行っております。

国県支出金では、社会資本整備総合交付金や学校施設環境改善交付金など、内示に基づく整理を行うほか、平成30年7月豪雨による公共土木施設災害復旧費及び林業施設災害復旧費において補助率が増高したことに伴う整理を行っております。

寄附金では、歳出で説明いたしましたふるさと納税と図書購入に係るもののほか、教育振興指定寄附金を計上しております。

繰入金では、災害復旧事業の財源整理に伴う財政調整基金の減額のほか、追加実施する事業に活用するため、ブナ基金繰入金を追加しております。

繰越金は、平成30年度決算における歳入歳出差引額から繰越明許等の財源を控除した実質収支額に基づき、その一部を計上しております。

諸収入では、医療費助成事業等の国県支出金の過年度精算金などを計上しております。

市債では、事業の追加計上及び事業費の変更に伴う過疎対策事業債、災害復旧事業債の整理を行うとともに、臨時財政対策債については、発行可能額確定による減額を行っており、これらにあわせて地方債限度額も変更しております。

また、債務負担行為につきましては、環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画の更新業務、学校施設トイレ改修工事の設計監理業務を追加計上しております。

次に、第82号議案、令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員人件費の整理を行うほか、前年度繰越金を財源として普通交付金等精算返還金を計上し、なお残る前年度繰越金については、基金へ積み立てることとしています。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ4,364万5,000円を追加し、補正後の総額を45億5,854万1,000円とするものであります。

第83号議案、令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、後期高齢者医療広域連合への納付金を計上し、歳入では、

前年度決算に伴う繰越金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ1,221万1,000円を追加し、補正後の総額を5億6,595万4,000円とするものであります。

次に、第84号議案、令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、職員人件費の整理、保険給付費を精査して計上するほか、介護給付費負担金等の精算に伴う返還金を追加することとしております。

歳入では、前年度決算に伴う繰越金を計上し、国県支出金や一般会計繰入金の精査を行っております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ4,974万9,000円を追加し、補正後の総額を48億7,723万5,000円とするものであります。

次に、第85号議案、令和元年度宍粟市訪問介護事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で職員人件費及び賃金等を整理し、財源として事業収入の増額と前年度繰越金を計上しております。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ188万9,000円を追加し、補正後の総額を4,582万6,000円とするものであります。

第86号議案、令和元年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、職員人件費と公債費の整理を行い、歳入では、一般会計繰入金を整理し、前年度決算に伴う繰越金を計上しております。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ656万9,000円を減額し、補正後の総額を26億7,494万5,000円とするものであります。

次に、第87号議案、令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で、職員人件費及び公債費の整理を行っており、歳入では、一般会計繰入金を整理し、前年度決算に伴う繰越金を計上しています。

補正額は、歳入歳出からそれぞれ378万5,000円を減額し、補正後の総額を10億8,065万1,000円とするものであります。

次に、第88号議案、令和元年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出で職員人件費の整理を行い、収益的収入では、国の繰出基準の改正による一般会計からの補助金等の精査を行っております。

支出補正額は、206万5,000円の減額とし、補正後の支出総額を24億8,378万1,000円としております。

次に、第89号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出において人件費等の整理を行っており、収益的収入におい

ては、新病院整備に係る一般会計からの補助金を増額しております。また、資本的収入及び支出では、学生貸付金の整理を行っております。

支出補正額は、736万5,000円の増額とし、補正後の支出総額を46億4,072万6,000円としております。

以上、補正予算9議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。

それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第81号議案から第89号議案までの9議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第21 第90号議案～第100号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第21、第90号議案、平成30年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第100号議案、平成30年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第90号議案から第100号議案までの平成30年度宍粟市歳入歳出決算の認定、11議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度につきましては、平成30年7月豪雨が本市にもたらせた災害の復旧を最優先に取り組みながらも、令和2年度末人口3万7,000人の堅持に向け、「森林から創まる地域創生」を旗印とし、子育て環境の充実や雇用の促進、さらには市民が主体となる活力あるまちづくりに向けた取り組みを推進してまいりました。

決算額としましては、一般会計におきまして、歳入決算額248億9,847万2,934円に対しまして、歳出決算額243億2,167万5,675円で、歳入歳出差引額は、5億7,679万7,259円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億3,977万9,000円を除いた実質収支額は、4億3,701万8,259円の黒字決算となりました。

歳入決算の主なものとしまして、市税では、法人への市民税や軽自動車税におい

て若干の増加となったものの、個人への市民税やたばこ税において減少したほか、固定資産税では3年に一度の評価替えに伴い大幅に減少し、市税総額では、約1億3,400万円の減となりました。

地方交付税では、普通交付税で合併に伴う優遇措置の段階的縮減によるマイナス要因があるものの、算定に用いる単位費用の見直しによる需要額の増加や過年分の検査に伴う増額などにより、約800万円の増となりました。

特別交付税では、平成30年7月豪雨災害の復旧経費の増加などにより、約1億6,300万円の増となりました。

また、寄附金では、ふるさと納税で約9,700万円の寄附を受けることができ、繰入金では、新病院建設用地の取得に地域振興基金を活用したことから、約3億9,400万円の増、市債では、認定こども園の整備で合併特例事業債や過疎対策事業債を活用したことに加え、平成30年7月豪雨災害の復旧事業に災害復旧事業債を活用したことなどから、約6,700万円の増となりました。

続きまして、歳出決算ですが、翌年度への繰越明許費の額を除いた実質の予算額252億1,325万5,000円に対しての執行割合は96.5%となっております。

主な施策としまして、まず、総務費では、生活圏の拠点づくり事業として、（仮称）一宮市民協働センターの建設工事を開始、（仮称）千種市民協働センターの設計に着手したほか、波賀地域においては市民の参画を得ながら拠点づくり計画の策定を進めました。また、音水湖カヌー競技場では大規模の大会誘致に向けて整備を行ったほか、新病院建設用地の先行取得を進めました。

民生費では、就学前の子どものよりよい教育・保育の環境整備のため、認定こども園2園の建設を行ったほか、各福祉分野の上位計画として位置づけされる地域福祉計画や、子ども・子育て支援の充実を総合的に推進している子ども・子育て支援事業計画の次期計画策定を進めました。加えて、手話施策として、タブレット端末設置によりビデオ通話での手話通話が可能な環境を整え、相談体制の充実を図ったほか、女性が中心となる団体の自主的な活動の支援や男女共同参画推進計画の改訂などにより、女性の社会参画・女性が地域で輝くまちづくりを推進しました。

衛生費では、分別によるごみの減量化と再資源化を促進するため、資源物のコンテナ回収方式を開始したほか、可燃ごみの週2回収集をモデル地区で試験的に実施しました。また、乳幼児の予防接種や健康診断のスケジュール管理ができ、さまざまな子育て情報の配信ができる子育てアプリを導入し、子育て支援の充実を図りました。

農林水産業費では、農業振興として、有害鳥獣であるシカやイノシシの捕獲個体を地域資源として有効活用する仕組みの構築を兵庫県や民間事業者との協働で進めたほか、宍粟産物の販売促進、新規就農、基盤整備に引き続き取り組みました。

また、林業振興では、林業事業体に対する林業労働者確保のためのさまざまな支援を継続して実施したほか、広葉樹林化、混交林整備、里山整備を進め、災害に強い森林を造成するとともに彩り豊かな美しい景観の形成に取り組みました。

商工費では、商工業振興として、無料職業紹介事業と生活困窮者自立支援事業を、仕事をキーワードに一本化した総合的な仕事の相談窓口を本庁舎1階に開設し、就労支援体制の充実を図ったほか、市内外の学生や若者に向け宍粟市の企業や暮らしの魅力を発信するなど、市内での定住・就業につなげる多角的な取り組みを実施しました。

また、山崎商店街周辺の町家を活用するにぎわいづくりの支援や、産業立地の促進、起業家支援などに引き続き取り組みました。観光振興では、姫路駅前に開設しているふるさと宍粟PR館でのさまざまなイベント実施や情報発信などにより積極的なPR活動を展開をしました。また、まほろばの湯において畳の全面取り替えを行うなど、観光施設における修繕や機能強化を行い、施設の機能性と快適性を高めました。

土木費では、市街地の骨格を形成する都市計画道路山田下広瀬線の用地取得を進めたほか、建て替えを進めている市営中山台団地につきまして1号棟が完成をしました。また、最上山公園の高木剪定やもみじ等の植栽、LED照明機器の増設などにより、誘客性の強化を図りました。

消防費では、消防車両の更新を計画的に実施したほか、旧町を単位とした総合防災訓練の実施や災害用備蓄品について必要量を有事に備え確保しました。

教育費では、小中学校の校歌と幼稚園の園歌について、閉校・閉園したものは復元するなどして、記録・保存をし、誰でも聞けるよう市のホームページで公開をしました。

また、ICT活用によるわかりやすい授業づくりのため、指導用タブレットと大型モニターを全中学校の理科室に配備したほか、子育て支援のため、義務教育期間中にある第3子以降の児童生徒に係る給食費の助成を行いました。さらに、多くの人が生涯にわたって学習することができるよう、学習者のニーズに即した学習機会の提供を行ったほか、ラジオ体操やウォーキングの推進、各種スポーツ大会やイベントにより、スポーツの振興と健康の増進を図りました。

続きまして、特別会計の決算の概要を御説明いたします。

最初に、国民健康保険事業特別会計につきましては、国民健康保険税や国県支出金、財政基盤安定などに対する一般会計からの繰入金などを主な財源として、医療費給付、高額療養費などの給付を行った結果、歳入決算額45億3,783万9,077円に対して、歳出決算額44億4,346万6,483円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、9,437万2,594円の黒字決算となりました。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、民間の医療機関の少ない波賀、千種の地域医療の核として診療を行うほか、医療機器の耐用年数経過に伴う計画的な更新を行いました。その結果、歳入決算額2億2,299万8,948円に対して、歳出決算額2億2,247万9,743円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、51万9,205円の黒字決算となりました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主としており、歳入決算額5億4,538万8,481円に対して、歳出決算額5億3,322万783円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、1,216万7,698円の黒字決算となりました。

次に、介護保険事業特別会計におきましては、介護給付事業として地域密着型介護の在宅サービスや施設サービスを実施するとともに、地域住民が主体となって取り組む高齢者の通いの場づくりを支援し、高齢者の社会参加、いきがい活動を推進しました。その結果、歳入決算額47億4,291万7,659円に対して、歳出決算額47億566万9,497円となり歳入歳出差引額、実質収支額ともに、3,724万8,162円の黒字決算となりました。

次に、訪問看護事業特別会計におきましては、事業収入と一般会計からの繰入金を主な財源として訪問看護事業を実施しており、平成30年度は、歳入決算額4,026万7,518円に対して、歳出決算額4,004万1,513円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、22万6,005円の黒字決算となりました。

次に、下水道事業特別会計におきましては、下水道公共水域の水質保全を目的として、施設の長寿命化や適正な維持管理に努めるとともに、雨水幹線整備に取り組みました。

その結果、歳入決算額18億4,840万895円に対して、歳出決算額18億4,776万5,085円で、翌年度へ繰り越すべき財源1万6,000円を除いた実質収支額は、61万9,810円の黒字決算となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、下水道事業と同様、市内の各施設の適

正な維持管理に取り組むとともに、施設の機能強化を計画的に実施した結果、歳入決算額 9 億 6,250 万 7,954 円に対して、歳出決算額 9 億 6,242 万 3,071 円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに、8 万 4,883 円の黒字決算となりました。

次に、水道事業特別会計についてですが、独立採算を基本とした経営のもと、より効率的な経営と安定した水供給の継続を目指し、複水源による安定供給のための水源地確保や老朽施設の更新、適正な維持管理に重点を置いた事業運営を図っております。

決算の概要につきましては、浄水場をはじめ各水道施設の適正維持管理に努める中、当年度の純損失は、1 億 3,804 万 7,959 円となりました。

また、建設改良事業につきましては、水道施設の老朽機器の更新を計画的に実施したほか、上水道水源確保事業として、導水管布設工事を実施しました。資本的収支における支出決算額は、企業債償還金を含めて、9 億 5,159 万 8,615 円となり、収支としては、4 億 9,321 万 1,923 円の不足となっております。この不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

今後につきましては、水道施設の万全の管理により、安全で良質な水道水の安定供給を継続的に実施していくため、地域水道ビジョンや水道事業経営戦略のもと、経営の健全化に向けた一層の努力をしていきたいと考えております。

次に、病院事業特別会計についてですが、地域に不足している医療に積極的に取り組み、地域住民の健康維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを目的として、事業に取り組んでおります。

病院の利用状況は、入院延べ患者数 4 万 5,237 人、外来延べ患者数 9 万 1,352 人で、前年度と比較すると、入院延べ患者数は 4,201 人の減、外来延べ患者数は 770 人の増となりました。

収益的収支につきましては、事業収益が 0.7% の増となりましたが、事業費用でも 0.8% の増となったため、結果として、当年度純損失は 1 億 4,600 万 8,767 円となりました。

また、資本的収支におきましては、計画的な医療機器整備のほか、照明の LED 化や自動火災報知設備の更新などに要する建設改良費を支出するとともに、企業債の償還を実施し、1 億 3,634 万 4,983 円の不足額を生じましたが、これら不足額は、当年度分損益勘定留保資金及び一時借入金で補填しております。

今後におきましては、地域に公平・公正・安全・安心な医療を提供するとともに、

公立宍粟総合病院改革プランのもと、経営の健全化を進めてまいります。

最後に、農業共済事業特別会計についてであります。引き続き共済事業の浸透による基盤強化に取り組み、共済引受の維持拡大と損害防止活動を推進いたしました。

結果、農作物共済・畑作物共済・家畜共済・園芸施設共済の四つの共済勘定並びに業務勘定の決算総額は、総収益7,919万6,701円、総費用7,816万4,191円で、当年度の純利益は103万2,510円となっており、純利益については、法定積立金及び特別積立金に積み立てたいと考えております。

以上、一般会計・特別会計合わせて11会計の決算概要を御説明申し上げましたが、この歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び第5項並びに地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明書等関係書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

なお、この決算の結果、平成30年度末の一般会計の財政調整基金残高は、31億1,010万732円で、平成29年度末と比較して、695万5,471円の増となっております。

また、市の地方債残高は、一般会計と特別会計合わせますと588億6,871万1,000円で、平成29年度末と比較しますと、13億2,593万8,000円の減となっております。

なお、詳細な決算内容につきましては、決算書及び監査委員の決算審査意見書を御高覧いただき、決算の認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事の運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと思います。

日程第22 第101号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第22、第101号議案、教育用タブレットPC購入契約の締結についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第101号議案、教育用タブレットPC購入契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、児童生徒が使用するタブレット型のパソコンを整備し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して、学校教育現場におけるICT化を進めていく

ものであります。

今年度は西兵庫信用金庫様からいただいた寄附金を活用し、小学校6校にタブレットPC163台を購入するに当たり、去る8月21日に入札を執行した結果、イトーオフィスサービス株式会社代表取締役、伊藤和久と契約金額2,849万円で購入契約を締結しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第101号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第23 請願第1号

○議長（東 豊俊君） 日程第23、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 請願第1号について提案理由の御説明を申し上げます。

議員の皆さんにはお手元の請願書をごらんいただきたいと思います。

請願団体は、宍粟市教職員組合執行委員長、春名晃至氏であります。

請願内容は、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元をはかるための2020年度政府予算について国の関係機関への意見書提出を請願するものです。請願趣旨について申し上げます。

子どもたち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で教育が行われることは、保護者、市民、教職員共通の願いです。しかし、学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況にあります。

働き方改革が進められる中、学校現場において教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正、そのための教職員定数改善は欠かせません。

また、三位一体改革の中で、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫していることや、自治体間の教育格差が生じることの原因となっています。

子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育が受けられること、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備という観点から、2020年度政府予算編成において、次の事項が実現されますよう、地方自治法99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願をいたします。

一つ、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

二つ、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上であります。

議員各位におかれましては、請願の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 大畑利明議員の説明は終わりました。

続いて質疑であります、発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第1号は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

これで委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

午前 11時54分休憩

午後 1時30分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま文教民生常任委員長から、第101号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第101号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、第101号議案を日程に追加し、議題とすることと決しました。

暫時休憩します。

午後 1時30分休憩

午後 1時31分再開

○議長(東 豊俊君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第1 第101号議案

○議長(東 豊俊君) 追加日程第1、第101号議案、教育用タブレットPC購入契約の締結についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長(田中一郎君) 第101号議案審査報告について、令和元年9月2日に審査付託のありました第101号議案、教育用タブレットPC購入契約の締結について、第11回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第101号議案の主な内容は、児童生徒が使用するタブレット型のパソコンを整備し、学校教育現場におけるICT化を進めていくものです。

今年度は、西兵庫信用金庫様からの寄附金を活用し、小学校6校にタブレットPC163台を購入するに当たり、去る8月21日に入札した結果、契約の相手先、イトーオシスサービス株式会社代表取締役、伊藤和久と契約金額2,849万円で契約を締結するものです。

審査過程において、委員からは全小学校に整備されたのかの問いに、当局からは今回は6校、残りについては来年度以降整備していく。また、今回の選定方法についての問いに対し、当局からは平成21年度整備したパソコン等の耐久年数の古いものから整備したとの回答がありました。

委員会からは、順次整備に向けて財政の確保とともに、整備の公平性を保つよう

進めてほしいとの意見がありました。

慎重に審査しました結果、第101号議案は全会一致で可決するものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第101号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第101号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、9月10日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。